

用語の解説

年齢

年齢は、平成2年9月30日現在による満年齢である。なお、平成2年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

世帯の種類

平成2年国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分し、下記のとおり定義している。

一般世帯—一般世帯には以下のものが該当する。

- (1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人は、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯—施設等の世帯には以下のものが該当する。なお、世帯の単位のとり方は、原則として下記の(1)及び(2)は棟ごと、(3)は施設ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人を一つの世帯としている。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒—学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者—病院・療養所などに、既に3ヵ月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者—老人ホーム、肢体不自由者更生施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者—自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者—刑務所及び拘置所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他—住居不定者や陸上に住所を有しない船舶乗組員など

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のように区分した。

- A 親族世帯—二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯で、その世帯に従属する非親族（営業使用人、家事使用人など）が同居していてもここに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と家事使用人から成る世帯も含まれる。
- B 非親族世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と同居人、家事使用人又は営業使用人などの非親族の関係にある者のみによって構成されている世帯
- C 単独世帯—単身者だけの世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

A 親族世帯

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯

(2)夫婦と子供から成る世帯

(3)男親と子供から成る世帯

(4)女親と子供から成る世帯

II その他の親族世帯

(5)夫婦と両親から成る世帯

(6)夫婦と片親から成る世帯

(7)夫婦、子供と両親からなる世帯

(8)夫婦、子供と片親からなる世帯

(9)夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯

(10)夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯

(11)夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯

(12)夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯

(13)兄弟姉妹のみから成る世帯

(14)他に分類されない親族世帯

B 非親族世帯

C 単独世帯

住居の種類

住居は、一般世帯について次の二つに区分した。

住宅—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建てられ、又は改造された永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）をいう。

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外—寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるために建てられ、又は改造された建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物をいう。仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅の所有の関係は、住宅に住む一般世帯についてのみ次の6つに区分した。また、このうち「間借り」以外の5区分に居住する世帯を総称して「主世帯」としている。

持ち家—その世帯が所有している住宅をいう。この場合、必ずしも登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家—その世帯が借りている住宅が都道府県営住宅、市（区）町村営住宅で、かつ給与住宅でない場合をいう。

公団・公社の借家—その世帯が借りている住宅が住宅・都市整備公団の賃貸住宅及び都道府県・市町村の地方住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートで、かつ給与住宅でない場合をいう。また、

これには雇用促進事業団の「雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）」も含まれる。

民営借家—その世帯が借りている住宅が、「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でないものをいう。

給与住宅—会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、その従業員の職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅をいう。会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合も含まれる。この場合、家賃の支払いの有無は問わない。

間借り—他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、公団・公社の借家、民営借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合をいう。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅について、その建て方を次の四つに区分した。また、このうち共同住宅については、その建物の階数を「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11階建以上」の4区分で併せて調査し、集計している。

一戸建—1建物が1住宅であるものをいう。店舗併用住宅も1建物が1住宅であれば、ここに含めている。

長屋建—二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているものをいう。いわゆるテラス・ハウスといわれるものも含まれる。

共同住宅—一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたものをいう。いわゆる「げたばきアパート」も含まれる。

その他—上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舎・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合をいう。

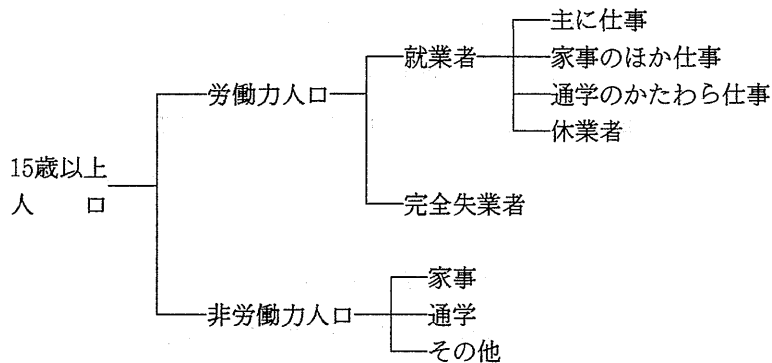
居室数及び延べ面積

居室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所（炊事場）、便所、浴室、廊下、農家の土間などや、店、事務室、旅館の客室などの営業用の室は含めない。なお、ダイニング・キッチン（台所兼食事室）は、流しや調理台などを除いた広さが3畳（4.95㎡）以上の場合には、居室の数に含めた。

延べ面積とは、各居室の床面積のほかその住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店、事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積に含まれない。なお坪単位で記入されたものは1坪を3.3㎡に換算した。

労働力状態

15歳以上の者について平成2年9月24日から30日までの1週間（以下、「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により次のとおり区分した。



労働力人口—就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者—調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人のほか、収入になる仕事をもってはいるが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人で、次のいずれかに該当する人をいう。

- (1) 勤め先のある人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上になる場合でも、賃金・給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で休業してから30日未満の場合

また、家族の者が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事—主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事—主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事—主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合

休業者—勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日にならない場合、又は勤め人が30日以上休んでも賃金や給料をもらうことになっている場合

完全失業者—調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口—調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事—自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学—主に通学していた場合

その他—上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

(注) 「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が働いていた事業所における地位によって、次の5つに区分した。

雇用者—会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日雇い・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で次に述べる「役員」でない人

役員—会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公社や公団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などの自由業者で、雇人が

いる人

雇人のいない業主—個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦・行商
従事者などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人及び家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人
家族従事者—農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

産 業

産業は、「就業者」について、調査週間中、その人が実際に働いていた事業所の主な事業の種類（調査週間中
「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん働いている事業所の事業の種類）によって、分類した。

なお、仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に働いていた事業所の事業の種類によった。

平成2年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（昭和59年1月行政管理庁告示第2号）を基に、これ
を平成2年国勢調査に適合するよう集約して編成したもので、14項目の大分類、75項目の中分類、213項目の小分
類から成っている。

なお、本報告書の産業（3部門）の区分は大分類を次のように集約したものである。

第1次産業……A 農業

B 林業

C 漁業

第2次産業……D 鉱業

E 建設業

F 製造業

第3次産業……G 電気・ガス・熱供給・水道業

H 運輸・通信業

I 卸売・小売業、飲食店

J 金融・保険業

K 不動産業

L サービス業

M 公務（他に分類されないもの）

常住地

常住地とは、各人が常住する場所をいう。ここで「常住する」とは、同一の場所に居住した期間、又は居住しよ
うとする期間が3ヵ月以上にわたる場合をいう。

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が就業・通学している場所をいう。従業地・通学地集計ではその場所を
次のように区分して集計した。

自市町村で従業・通学—従業・通学先が常住している市町村と同一の市町村にある場合。

自宅—従業している場所が、自分の居住する家又はそれに附属している場所である場合をいう。併用住宅の商
店・町工場の事業主やその家族従業者、住み込みの使用人などがここに含まれる。また、農家や漁家の人で、

自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官、行商従事者などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれている。

自宅外—自市町村に従業・通学先がある者で上記の自宅以外の場合。

他市町村で従業・通学—従業・通学先が常住している市町村以外にある場合で、いわゆる常住地から流出している人口（流出入口）を示す。

県内—他市町村のうち、常住地と同じ県内に従業・通学先がある場合。

他県—他市町村のうち常住地と異なる県に従業・通学先がある場合。

他市町村に常住—都道府県あるいは市町村等、一定の地域に従業又は通学する者のうち、その者の常住地が他市町村である場合で、いわゆる従業地・通学地に流入している人口（流入人口）を示す。

ここでいう従業地は、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転手などのように雇われて戸外で仕事をしている人は、所属している事業所のある市町村を、船の乗組員（雇用者）は、その船の主な根拠地のある市町村を従業地としている。

従業地・通学地による人口（昼間人口）—常住人口から流出入口を差し引き、流入人口を加えた人口をいう。この昼間人口には、買物客などの非定常的移動を考慮していない。

常住地による人口—調査の時期に調査の地域に常住している者をいう。